

2014年11月12日  
全国港湾14発第28号  
港運同盟発14-第36号

厚生労働省 職業安定局  
局長 生田正之 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義信

## 港湾労働政策及び港湾政策に関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、港湾労働政策並びに、港湾労働における諸課題について、下記の通り申し入れますので、貴意回答を示され、諸課題の前進・解決促進に向けて協議されるよう要請します。

### 記

#### 1. 港湾労働の安定を期するための措置について

- (1) 港湾運送事業の公正・公平競争要件を確保し、港湾労働者・港運事業者による適正な事業運営と労働環境確保を阻害するダンピングをはじめとする過当競争を招来させないためにも、港頭地域を「国家戦略特区」に指定させないこと。
- (2) 港湾労働への「一般派遣」を導入しないこと。
- (3) 日雇労働者を常に使用している事業者や当該の港への、港湾労働法の趣旨の徹底と削減に向けた強い指導を行うこと。その際、港湾労働法の趣旨に則り、港湾労使で日雇不使用を協定していることを貴省として理解し、適正な港湾労働法の順守を指導すること。

#### 2. 港湾労働者の雇用・職域の確保、港湾労働法の本旨にもとづく措置について

- (1) 港頭地域の物流倉庫を含め、港湾労働法上の「港湾倉庫」を港湾運送事業者の業域・職域とすること。
- (2) これまで「港湾倉庫において荷捌き業務に就く労働者については、港湾運送事業者に雇用された常用労働者が就労することがのぞましい」との、貴職の行政指導姿勢に沿って、港湾運送事業に雇用された労働者のみに港湾労働者証を発行し、港湾倉庫には、この労働者を就労させること。
- (3) 港湾労働法の全港・全職種適用について、可及的速やかにこれを決断し、法的措置も含め取り組むこと。

- (4) 違法派遣・闇雇用の摘発と是正の取り組みを強化し、現場からの、違法派遣等の告発に対し、迅速に対応できるよう地方労働局の体制を整えること。
- (5) 港湾労働の安定方策を今日的視点で確立することの重要性に鑑み、港湾労働組合として、波動性への対応と違法派遣根絶のための施策等について検討しようとしているところであるが、こうした検討にあたって、必要な情報開示・情報提供を行うこと。

### 3. 安全・安心の港湾づくりについて

- (1) 石綿被害について、泉南アスベスト訴訟での最高裁判決を踏まえ、国としての責任を認め、港運労使に対策を委ねるだけでなく、被害者救済の為に基金を拠出する等、具体的施策を講ずること。  
また、石綿被災者救済のための、貴省ならびに国土交通省と港湾労使で構成する4者協議を再設置し、具体的対策を検討すること。

- (2) 危険物貨物の取り扱いなど港湾作業の安全を確保することについて

- ① 国際連合危険物輸送勧告を批准し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。
- ② どのような荷姿(コンテナ詰でも)であっても、危険品の場合は、必ず全方向から内容物の確認ができる国連番号(コンテナ場合:上面・側面)を貼付するよう義務付けること。  
なお、ヤード作業の安全を確保するために、危険物貨物については危険有害物連絡票にコンテナ番号を記載させるなど、コンテナ番号による管理を行うよう指導すること。
- ③ 「有害危険物事前連絡表」の改正・充実を港湾災害防止協会に指導し、当該連絡票の徹底について、荷主(荷主代行)が港運元請けに提出し、港湾作業の安全を確保するシステムを荷主に徹底すること。

- (3) 海上コンテナ輸送の安全などに係る課題について

- ① 本年8月に発生したフレキシブルバッグの損傷による事故事例(貨物の食用油が公道に漏れ落ちる)から、フレキシブルバッグによる液体輸送は認めないよう措置するとともに、安全上問題のある荷姿(様式)、積み付け容器を許可しないこととし、経産省などと共同で荷主に対して指導と対策を講ずること。
- ② 海上コンテナの陸送の事故は、運転手が貨物情報(重量・固縛状態・荷姿など)を持っていないために通常の運転で事故が発生していることがほとんどである。したがって、荷主団体、経済産業省などに、貨物情報を伝達の徹底を申し入れ、その徹底を図ること。
- ③ また、海コン運転手や海コン事業者に事故責任を負わせることのないよう、関係省庁などに周知すること。

### 4. ILO労働条約の批准について

- (1) ILO137号条約(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約/1973年)並びに145号勧告(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する勧告/1973年)を批准し、国内法を整備すること。

(2) ILO152号条約(港湾における職業上の安全及び健康に関する条約)を批准し、国内法を整備すること。

5. 課題の前進を図るために

港湾労働者に係る諸問題について、解決を促進するために、今後も以上の課題に限らず、個別の諸課題の継続的協議を行うこと。

以上